

第二小山田軽費老人ホームA型 重要事項説明書

2024.4

1. 事業主体の概要

設置主体名	社会福祉法人青山里会
経営主体名	社会福祉法人青山里会
法人所在地	三重県四日市市山田町5500-1
代表者氏名	近藤 辰比古
電話番号	059-328-2177

2. 利用施設の概要

施設の名称	第二小山田軽費老人ホームA型
施設長名	竹尾 英
開設年月日	昭和58年4月1日
施設の所在地	三重県四日市市山田町5496
電話番号	059-328-2513
FAX番号	059-328-2613
	床面積 1,867.78㎡ 構造 鉄筋コンクリート5階建（耐火構造） 居室（個室 36室 16.50㎡）、（二人室 7室 23.51㎡） （各室ともウォッシュレット付きトイレ、洗面台、押入れ、エアコン、 ナースコール、スプリンクラー） 定員 50名 主な共用施設・設備…談話室、食堂、浴室（男・女各1）、洗濯室 医務室、静養室、特殊浴室、サロン等
損害賠償責任保険加入先	社会福祉施設総合損害補償団体契約

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	軽費老人ホームは、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる高齢者の方に入居していただき、日常生活上必要な支援を行うことによって、安心して生活を送ることを目指すことを目的とします。
施設運営の方針	サービスの提供にあたっては、利用者の方の意思や人格を尊重し、常にその方の立場に立って支援してまいります。 また、地域や家庭との結びつきを大切に、市町村や居宅サービス等その他の保健医療福祉サービスの提供者とも連携して適切なサービスの提供に努めます。

4. 入居対象者

当施設は日常生活全般において自立した状態の方を入居対象としていることから、職員による日常生活の継続におけるお世話、介護はいたしません。心身の状態により、日常生活継続において、何らかの支援が必要となった場合や、他の入居者の生活に支障を与える場合、施設管理上の安全が保てない場合には、退居対象となります。ただし、必要に応じて外部の介護サービスを利用し（係る費用は入居者負担）、日常生活が維持できる場合はこの限りではありませんが、その場合でも夜間の対応が必要な場合や食堂での食事利用が不十分となった場合は退居対象となります。

5. 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事時間は以下の通りになります。 <li style="padding-left: 20px;">朝食 7時30分～8時30分 <li style="padding-left: 20px;">昼食 12時00分～13時00分 <li style="padding-left: 20px;">夕食 17時00分～18時00分 <li style="padding-left: 20px;">{都合により時間を変更する場合があります。} ・ 食事は、普通食の他、粥食、刻み食でも提供させていただきます。 ・ 嗜好調査を行いますのでご協力下さい。 ・ 外泊等で欠食をする場合は、1ヶ月前に申請してください。 ・ 長期入院による欠食の場合は、入院日から数えて8日目から食材料費分を返還致します。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴日 週に3日以上入浴の機会を設けます。 ・ 入浴時間 12:30～17:00 <li style="padding-left: 20px;">{都合により時間を変更することがあります} ・ 一人で入浴することが困難な場合は、訪問介護サービスなどの援助を受けながら利用することができます。 ・ 訪問介護サービスなどによる介助での入浴時間は、原則として午前中になります。
健 康 管 理	<p>健康の保持のため、健康診断を年2回受けて頂きます。</p> <p>軽費老人ホームでは、看護職員が健康管理を行っています。</p> <p>緊急時は、医療機関へ受診していただきます。</p> <p>協力医療機関 (夜間を含む) 小山田記念温泉病院</p>
相談及び援助	<p>当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</p>
社会生活上の便宜	<p>当施設では、利用者からの要望等を考慮し、教養娯楽、外出支援、日常生活支援、サークル活動支援等の事業を行います。</p>

6. 利用料

月額利用料金（別紙2 利用料金表を参照のこと）

- ①サービス提供に要する費用（以下、サービス提供費とする）…三重県が定める額を上限とし、利用者の収入に応じて設定されます。
- ②生活費…食費や共同部分に係る維持管理に要する費用です。
- ③光熱水費…居室内で使用される電気料金です。
- ④その他の費用

請求・支払い

- ・ 「当月の利用料」及び「前月の光熱水費」を、当月分として請求いたします。
- ・ お支払い方法は、法人が指定する金融機関から毎月27日に口座振替させていただきます。

7. 職員体制

職 種	人数（配置基準）	備 考（勤務時間）
施 設 長	1人	08：30から17：00
生活相談員	常勤1人以上	08：30から17：00
介 護 職 員	常勤換算4人以上	08：15から17：15
栄 養 士	常勤1人以上	08：30から17：00
看護師又は准看護師	常勤1人以上	08：15から17：15
調 理 員	実情に応じた適当数	

・ 夜間体制…17：15～翌08：15 宿直者1名体制（ナースコール対応）
介護職員と、法人内他施設の介護職員とで、365日 宿直を行っています。

8. 個人情報の取り扱いについて

当施設は、「個人情報の利用目的」に定めた範囲においてのみ、個人情報を利用いたします。特にプライバシー情報に関しましては、職員の研修に努め漏洩に注意を払います。

また、情報を第三者に提供する場合には、事前に利用者の承認をいただきます。あらかじめ示した用途以外には決して使用しません。ただし、法令に基づく場合や人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合等であって利用者の同意を得ることが困難であるときは、利用者の了解を得ることなく、必要かつ合理的な範囲において個人情報を取り扱わせていただきます。

9. 情報開示について

当施設は、利用者または連帯保証人からの書面請求に従って、利用者ご自身に関する情報を開示しております。ただし、本人あるいは連帯保証人でない方（他の家族等）からの請求につきましては、ご本人の了解を得てからとなります。

10. 苦情相談窓口

◎サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者： 内田 知美 (ソーシャルワーカー)

ご利用時間：月～金曜日 9時00分～17時00分

お問合せ先： 電話 059-328-2513 (※お越しいただく前にご一報下さい。)

◎青山里会第三者委員 (福祉サービスに関する「苦情解決事業」)

①田中 絃美 評議員 連絡先：090-7034-6372

②藤井 由紀子 評議員 連絡先：059-331-7089

◎行政機関等への苦情申立先

- ・三重県医療保健部長寿介護課 施設サービス班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話番号：059-224-2262

受付時間：8時30分～17時00分 (土日、祝日を除く)

- ・三重県福祉サービス運営適正化委員会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

電話番号：059-224-8111

11. 事故発生時及び緊急時等の対応

利用者に事故が発生した場合は、状況に応じ協力医療機関において速やかに救急治療あるいは救急入院が受けられるよう努めます。

利用者に症状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、利用者の主治医又は協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるように努めます。

12. 非常災害時対策

非常時の対応	「社会福祉法人青山里会消防計画」に基づき対処いたします。			
平常時の訓練等	「施設消防計画」に基づき年2回			
	設備名称	有無	設備名称	有無
防災設備	スプリンクラー	有	防火扉	有
	避難階段	有	屋内消火栓	有
	自動火災報知器	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	漏電火災報知器	無
	消火器	有	自家発電設備	無

13. 当施設のご利用に際し留意していただく事項

<p>入居について</p>	<p>①施設設備を除く生活に必要な物品類（家具、カーテン、日用品等）は入居者でご用意ください。</p> <p>②入居時における利用料金について、「サービスの提供に要する費用」「冬期加算」は入居日が属する月の1ヵ月分を頂きます。また、「生活費」については、生活を開始した日が属する月の日数で除して同月の生活を開始した日以降の日数を乗じた額をお支払い頂きます（電気代を除く）。なお、円未満の端数は四捨五入とします。</p>
<p>退居について</p>	<p>①都合により退居される場合には、1ヶ月前に申し出ていただきます。</p> <p>②退居時には、居室の清掃及び床・壁・器具等について、利用者のご負担において原状に回復していただきます。</p> <p>③荷物の搬出、処分に係る費用の他、器物等の破損についての修理、取替えにかかる費用は利用者のご負担となります。</p> <p>④退居時は荷物をすべて搬出した状態で明け渡しとなります。荷物をすべて運び出した日を退居日とします。</p> <p>⑤退居時における利用料金について、「サービスの提供に要する費用」「冬期加算」は退居日が属する月の1ヵ月分をいただきます。また、「生活費」については、退居日が属する月の日数で除して同月の入居日数を乗じた額をお支払いいただきます（電気代を除く）。なお、円未満の端数は四捨五入とします。</p>
<p>外出・外泊</p>	<p>外出・外泊は自由ですが、必ず行き先と帰宅日時を職員に届け出て下さい。玄関の施錠は午後8時です。なお、出入りの管理はいたしませんので、外出に係る事故や行方不明などについて施設は責を負いません。</p>
<p>来訪・宿泊</p>	<p>利用者の来訪者は、来訪した際、来訪者用紙に氏名等をご記入いただきます。来訪者が宿泊される場合には、施設長に承認を得て下さい。</p>
<p>設備・器具の利用</p>	<p>施設内の居室や設備・器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。</p>
<p>迷惑行為等</p>	<p>騒音等他のご入居者の迷惑になる行為や、他の入居者、職員に対する暴力暴言、セクハラなど施設の秩序等を乱すような行為は禁止とし、改善されない場合は退居勧告の対象となります。</p>
<p>喫煙について</p>	<p>受動喫煙の防止や火災防止の観点から、全館（居室内を含む）におきまして喫煙は禁止です。施設が指定した所定の場所のみ喫煙可能です。</p>
<p>防災について</p>	<p>指定場所外での喫煙や火気の使用など火災の原因となる行為は厳禁です。防災カーテンを使用し、故障や経年劣化した電気器具の使用はしないでください。また、防災訓練（避難訓練）への参加協力をお願いします。</p> <p>居室内は整理整頓し非常時に円滑な避難・救助活動ができるようにしてください。</p>
<p>貴重品・所持品の管理</p>	<p>ご自身または保証人、公的制度利用等による管理となります。施設は紛失、破損の責は負いません。</p>
<p>動物の飼育</p>	<p>原則的に、動物の飼育は禁止しています。</p>

1 4. 保証人について

保証人は以下のことについて対応するものとします。

- ・連帯保証人としての債務・・・利用料金、損害賠償その他入居者の債務（極度額1,000,000円）
- ・身元引受人としての責務・・・入院、退居、死亡時等の諸手続きや入居者の身柄引き取り
- ・入居者の体調不良時や救急時の受診駆け付け対応
- ・その他入居者の生活に必要な事項で対応が必要なもの

1 5. 居室等の原状回復義務における特約事項について

甲と乙の契約期間の終了又は解除がなされた場合には、乙及び連帯保証人は〔別表1〕に示す特約事項に準じ、居室を原状に復して明け渡すものとする。

〔特約の理由〕

本施設は、通常の賃貸物件と異なり家賃の徴収が無いことから、通常損耗を含む原状回復費用負担を別途請求する必要があるため。

重要事項説明同意書

第二小山田軽費老人ホームA型

施設長 竹尾 英 様

私は、書面に基づき重要事項についての説明を受け、施設の利用開始に同意いたしました。

【 重要事項説明者 】

第二小山田軽費老人ホームA型

職 名

氏 名

印

年 月 日

【 利 用 者 】

住 所

氏 名

印

【 連帯保証人 】

住 所

氏 名

印

続 柄

連絡先

利用者は身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

【 署名代行者 】

住 所

氏 名

印

続 柄

居室の原状回復に関わる特約事項

(別表1)

押入襖張替(片面)		1枚	4,500円
床面クッションフロア張替 (トイレ部含む)	一人部屋	17 m ²	51,000円
	二人部屋	19 m ²	57,000円
壁〔塗装〕 (トイレ部含む)	一人部屋	37 m ²	55,500円
	二人部屋	47 m ²	61,100円
清掃費	一人部屋	1式	28,000円
	二人部屋	1式	32,000円

※ 金額は税抜き表示です。

※ その他、養生費、残材処分費、諸経費に加えて、汚損、破損、滅失等の修繕が必要な場合には別途修繕費用がかかる場合があります。